

### 3 情報・通信関係

#### (1) 通信

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
第一種電気通信事業に係る規制	退出規制について、競争の進展及び代替者出現の環境整備を踏まえ、状況の整った分野から順次届出化を図る。	状況の整った分野から順次届出化を検討・実施			(総務省) 平成14年8月7日に、情報通信審議会から、事業の休廃止に係る許可制について届出制に移行することにより、規制水準を引き下げる方向で検討することが適当とすることを内容とする「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」を得た。 この答申を受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。	
インターネット通信料金	インターネットの通信料金に係る定額制の導入を始めとする料金の低下を求めるニーズに対応し、以下の措置を講ずる。  i) 従来の電話線を活用するDSL(デジタル加入者回線)や無線による接続、CATV、衛星など次々に現れる多様なアクセス回線技術の速やかな導入を促進するため、必要に応じ、積極的な利用に向けて技術的な検討等の環境整備を進める。			12年度以降逐次実施	(総務省) 「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成10年郵政省令第112号、平成10年12月25日公布・施行)等により、準ミリ波帯・ミリ波帯(22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯)の周波数を利用した加入者系無線アクセスシステムの実用化のための措置を講じた。 また、「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成12年郵政省令第49号、平成12年8月9日公布・施行)等により、60GHz帯において加入者系無線アクセスシステムの実用化のための措置を講じた。 さらに、「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成14年総務省令第21号、平成14年2月28日公布・施行)等により、2.4GHz帯、25GHz帯において免許不要な無線アクセスシステム等の高度化、実用化のための措置を講じた。	

#### (4) 周波数割当

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
○周波数割当・利用方法	周波数資源開発のためのイノベーションを促進するため、電波法の技術基準について、技術開発を行う民間企業等の意見を反映させ、可能な限り自由度の高い基準となるように努める。			12年度以降引き続き逐次実施	(総務省) 電波法の技術基準を定めるための情報通信審議会の審議において、技術開発を行う民間企業等の専門家を専門委員として増員し、その意見を反映するとともに、審議の過程において、外部の学識経験者の意見の陳述の機会を設け、可能な限り自由度の高い基準となるように努めている。	

#### (5) 無線局の免許・検査等

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
ITS(高度道路交通システム)の利活用	高速道路におけるノンストップ自動料金収受システム(ETC)に係る技術を車両運行管理等のETC以外のシステムで活用することについて、混信等なく電波の利用が可能か技術的検討を行い、平成12年度中に結論を得る。	一部措置済	11年度(検討・実証実験)	12年度(結論)	(総務省) 平成12年1月にETCに係る技術を応用した多目的システムについて、電気通信技術審議会に諮問し、同年10月に技術的条件について答申を得た。 上記答申を踏まえ、平成13年4月、電波法施行規則、無線設備規則等の一部改正を行い措置した。(平成13年総務省令第63号及び第64号)	
移動体検知センサーに関する規制	移動体検知センサーとして利用できる無線局について、免許不要局に含めること及び技術的条件等について検討を行い、平成12年度中に結論を得る。			12年度(結論)	(総務省) 平成12年2月に電気通信技術審議会に諮問し、同年11月に技術的条件について答申を得た。 上記答申を踏まえ、平成13年5月、電波法施行規則及び無線設備規則等の一部改正を行い措置した。(平成13年総務省令第75号及び第76号)	

## (6) 社会・行政の情報化

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
社会・行政の情報化	<p>当面の電子化措置 当面電子化の措置を予定しているものは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独占禁止法及び景品表示において規定されている各種申請・届出等について、電子文書の原則性の確保方策等に関する行政情報システム各省庁連絡会議等における検討結果も踏まえ、一定の規格等を前提として電子データ(フロッピーディスク)による手続を認めるなどして電子化を進める。</li> </ul>	一部措置 済 11年2月 22日	11年度以降も逐次実施		(公正取引委員会) アクション・プランに基づき、所管する申請・届出等手続すべてを電子化し、平成15年4月に運用を開始した。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>絶滅のおそれのある野生動物植物種の保存に関する法律における国際希少野生動物植物の登録関係、国際希少野生動物植物の譲受け等の届出、適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定手続について、一定の規格等を前提として電子データ(フロッピーディスク)による手続を認める。</li> </ul>		11年度 (結論)	12年度 (早期実施)	(環境省) 認定については経産省との共同省令の改正(平成13年4月27日)により、登録については施行規則の改正(平成13年4月27日)により、磁気媒体による申請を可能とした。また、譲受け等の届出については、平成15年度の早い段階で措置する予定である。 (経済産業省) 認定手続については、環境省との共同省令により磁気媒体による申請を可能とした。(平成13年4月27日施行) 【平成13年経済産業省・環境省令第5号】		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主から健康保険組合への磁気媒体による届出を認める方向で検討し、結論を得る。</li> </ul>		11年度 (検討)	12年度 (結論)	(厚生労働省) 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令により、事業主から健康保険組合へ提出する適用関係書類について、磁気媒体による届出を可能とした。(平成14年6月施行) 【平成14年厚生労働省令第32号】		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の事業者等に保存を義務付けている書類について、民間の事業者等の要望等を踏まえて電子化を推進する。</li> </ul>	10年度一部措置済)	11年度 (一部措置済)	12年度以降逐次実施	(国土交通省) 平成14年度までに国土交通省(旧運輸省)が民間の事業者等に保存を義務付けている書類のうち、19の書類について電子媒体による保存を可能としている。 その他の書類については、検査時に確認が必要等の理由から電子化が困難な書類を除き、事業者等の要望があり次第電子化を行うこととしたい。		